

アジアのFTA 動向

1. 「香港・ニュージーランド」経済緊密化協定に署名
2. 「中国・コスタリカ」自由貿易協定に調印
3. 「シンガポール・湾岸協力会議(GCC)」の自由貿易協定批准状況

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

1. 「香港・ニュージーランド」経済緊密化協定に署名

3月29日、香港とニュージーランドは、関税率の引き下げを含む「経済緊密化協定(Closer Economic Partnership Agreement [=CEP])」に調印した。

香港はニュージーランドにとって9番目に大きな輸出先である。香港自体は関税が無税の地域だが、両国関係緊密化により、ニュージーランド企業にとって「香港を活用した中国市場への容易なアクセス」の可能性が期待されている。ニュージーランドは2008年に中国との間でも自由貿易協定を締結している。

【原産地規定(Rules of Origin=R00)】

関税引き下げの対象となる品目を認定するための原産地規定には、「関税番号4桁変更基準」または「関税番号6桁変更基準」が適用されている。

個別品目の原産地規定適用方式、関税引き下げスケジュールについては、次のサイトご参照。

<http://www.mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/Trade-Agreements/Hong-Kong/index.php#upda>

【「香港・ニュージーランド」経済緊密化協定によるニュージーランド側の関税引き下げスケジュールの例】

HSコード	品目名		ベースとなる関税率	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年以降
6109.10.02	Tシャツ	sizes not exceeding 81cm chest measurement	19%	12.7%	10.6%	8.4%	6.3%	4.2%	2.1%	0%
6116.10.10	手袋	Gloves	7%	4%	3%	2%	1%	0%	0%	0%
6402.19.11	スポーツ・シューズ	Children's size 10 to adults' size 4	17.5%	10%	7.5%	5%	2.5%	0%	0%	0%

(出所)ニュージーランド政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

2. 「中国・コスタリカ」自由貿易協定に調印

4月8日、中国とコスタリカは自由貿易協定に調印した。今後両国内での批准手続きを経て2010年後半に発効する予定。

3. 「シンガポール・湾岸協力会議（GCC）」の自由貿易協定批准状況

2008年12月にシンガポールと中東の湾岸協力会議（GCC）[※]との間で締結された自由貿易協定の批准状況をシンガポール政府に確認したところ、サウジアラビア、クウェートを除き批准されていることが判明した。

※湾岸協力会議＝バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)の中東・ペルシャ湾の6カ国が加盟する地域経済協力機構。正式名称は、Cooperation Council for the Arab States of the Gulf(=GCC)。

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部CIBグループ 北村広明
E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

関連サイト：

シンガポール政府通産省

http://www.news.gov.sg/public/sgpc/en/media_releases/agencies/mti/press_release/P-20100406-1.html

関連レポート：

「シンガポール、コスタリカ：FTA署名」2010.4.8

「ベトナム・シンガポール：EUとのFTA交渉開始で合意」2010.3.4

「ASEAN・インド・豪州におけるFTAの進行状況」2009.12.30

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものではありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

ません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。

- 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。